

2026年度

(令和8年度)

# 事業計画

2026年4月1日から2027年3月31日まで

公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団

# 公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団

## 2026年度事業計画

### I 事業概要

#### 1 定款に定める目的（第3条関係）

この法人は、公園緑地整備等による緑地保全を推進し、緑化思想の普及啓発、及び文化とスポーツの振興を図ることにより、木津川市における都市緑化の推進及び市民の体力を増進し、もって地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とします。

#### 2 定款に定める事業（第4条関係）

- (1) 都市緑化基金の造成、管理及び運用
- (2) 文化とスポーツの推進事業
- (3) 地域団体等が行う緑化推進事業及び文化とスポーツ事業に対する助成及び協賛
- (4) 地域住民を活用した公園緑地整備
- (5) 都市緑化、緑地保全、公園緑地整備及び文化、スポーツを推進するための講演会、講習会、研究会、展示会等の開催
- (6) 都市公園及びこれらに類する施設、文化、スポーツ施設の管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 3 事業方針

##### ○緑と文化・スポーツ振興事業団としての役割

市民の皆様身近な事業団として、緑化思想の普及啓発、及び地域の文化・スポーツの振興と地域住民の快適な生活環境づくりに寄与するため、積極的に事業の展開を図ります。そして、より市民に密着し、地域の特性や特徴を尊重して活かしながら、緑化推進や文化・スポーツ活動を通じた地域振興事業を実施します。

##### ○管理施設を活用した文化・スポーツ活動の推進

木津川市中央交流会館・西部交流会館の指定管理者として、会館施設の適正な維持管理に努め、市民にとって親しみのある身近な施設として気軽に文化・スポーツにふれ合う機会を提供し、その活動を通じて互いに交流を図るため、幅広い市民を対象とした参加型事業・交流事業等を実施します。

#### 4 事業構成

##### (1) 公益目的事業

定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業、第6号事業

事業番号	事業内容
公1	緑化推進及び文化活動を通じた地域振興事業
公2	スポーツ活動を通じた地域振興事業

##### (2) 収益事業

定款第4条 第6号事業及び第7号事業

事業番号	事業内容
収1	施設を公益目的とした事業以外に貸与する事業及び施設利用者に対するサービス等事業

## II 組織（役員及び職員）

役員	
理事	6名
監事	1名
評議員	4名

職員	
正職員	2名
臨時職員（事務系）	7名
臨時職員（作業系）	5名

## III 事業計画

### 1 公益目的事業

緑化推進及び文化活動を通じた地域振興事業について（公1）

#### 1) 緑化推進に関する事業

【定款第4条第5号事業】

市内を自然豊かな“緑”と“花”でいっぱいにして、地域の一人一人が積極的に関心を持ち、暮らしに“緑”と“花”を取り入れ、またそれらを通じたコミュニティを促進する機会を提供します。

事業の取り組みについては次のとおりです。

事業名	回数等	内容
寄せ植え教室	年1回	近隣の園芸専門店から講師を招き、寄せ植えに関する豆知識や新しい花との出会いを楽しみ、家庭で手軽に寄せ植えをおこなうきっかけ作りやふれ合う場を提供する。
季節のフラワーアレンジ	年5回	季節に応じた花材でアレンジを学び、季節の花ならではの色彩や香りを楽しみ、日々の暮らしの快適な生活環境づくりに寄与する。
緑化推進運動 ポスターコンクール	協賛 (1回)	公益財団法人木津川市公園都市緑化協会が主催する、自然の恵みを大切にし育み、より良い生活環境を守るために「緑の自然を大切に」「花いっぱいのにちに」をテーマにしたポスターコンクール(市内小・中学生対象)に協賛し、緑化活動の普及・推進を図る。当事業団理事長賞を2名に授与。
緑化推進活動	随時	管理施設内外に季節を楽しめるプランターや花木を設置し、緑化推進に取り組む。

## 2) 文化活動を通じた地域振興事業

### 【定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業】

本事業は、木津川市交流会館(中央・西部)や山城支所別館において、こどもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に文化事業を実施し、「学び・集い・楽しむ」ことができ、気軽に参加できる各種文化交流教室等の自主事業を通じて、住民相互のふれあいを深めることができるよう、交流の場を提供し地域活性化を図るべく活動をおこないます。

事業の選定にあたっては、事業参加者や施設利用者等へのアンケートにより企画立案をおこない、市民のニーズにあった文化振興につながる新たな事業や教室の開催、内容の検討を行っていくことに努めます。

また、地域の団体や木津川市が開催する文化活動を通じた交流事業と連携し、地域間交流が円滑におこなわれるよう積極的に協力を行います。

各種文化交流教室においては、文化活動を「きっかけ」として、市民の交流活動支援の手段として位置付け、当財団ならではの専門家の指導による質の高い幅広い充実した内容を提供し、「サークル」的活動の支援、交流促進を行います。

開催については、通年・短期、平日・休日と多様な種別で実施し、こどもから高齢者まで楽しめるよう、気軽に参加・体験・見学できるよう実施します。そして、このような取り組みを市民が等しく享受できるよう開催事業の早期周知と情報発信を多様な方法で行い、参加者及び入場者の増大に努めます。

各種事業の実施については次のとおりです。

ア) 住民の文化・教養を高め、住民交流の場を提供することを目的とした教室  
(通年開催)

事業名	回数等	内容
和裁	月4回	文化活動に意欲的なシニア世代を対象に提供。 有効な余暇利用や趣味の拡大、活動を通じて同じ趣味や気の合う仲間との交流を楽しむ内容で実施。
洋裁	月4回	
きもの着付け	月2回	
和みの生け花	月2回	
愉しむ朗読	月2回	
南京玉すだれ	月1回	
絵手紙	月2回	
琴・三味線	月3回	文化活動に意欲的なシニア世代を対象に提供。 気軽に楽しめる音楽活動を通じて新しい楽器とふれあうきっかけづくりや仲間との交流を楽しむ内容で実施。
オカリナ	月2回	
カリンバ	月2回	
ギター	月2回	
はじめましてのウクレレ	月1回	

イ) こどもを対象に、地域や学校を越えたふれあい交流の場を提供することを目的とした教室  
(通年開催)

事業名	回数等	内容
KID'S DANCE	月3回	幼児から小学生を対象に提供。 文化活動を通して地域の子供たちの交流を促進する。
こどもバレエ	月3回	
こどもアトリエ	月2回	
ベーシックリズム&コレオ	月3回	中学生以上を対象に提供。 ダンスを通じて仲間とのコミュニケーションをより豊かにし、交流を楽しむ。

ウ) 季節の文化活動の活性化と住民交流の場を提供することを目的とした教室  
(短期開催)

事業名	回数等	内容
季節の文化交流教室	年2回	こどもから成人を対象に、季節感あふれる文化体験や工作にふれあう機会を提供する。教室を通して文化体験に共感し、その中で互いに交流を楽しむ。
季節のキッズクラフト	年4回	

エ) 文化活動の「きっかけ」として、新たな文化体験を通じた住民交流の場を提供することを目的とした教室  
(短期開催)

事業名	回数等	内容
楽しい文化交流教室	年5回	こどもから成人を対象に、日本文化・食文化などにふれ合える内容で実施し、新たな文化への関心を高める機会を提供する。また、親子で体験でき一緒に楽しめる内容でも実施する。
楽しい交流教室 (名人シリーズ)	年1回	こども対象に提供。 気軽に楽しく体験できる内容で実施し、新しい文化体験と出会い、体験を通じて互いに交流する機会を提供する。

オ) 遠方まで足を運べない地域の高齢者等が交流できる場としての事業  
「ふれあいシネマ」 年3～4回  
高齢者向きの題材を上映し、上映後も互いにふれあえる機会を提供する。

カ) 地域のこども達が集い様々な体験や鑑賞を通じて交流する事業  
「こどもふれあい会」 年2回(夏・冬)  
地域で文化活動をしている団体(人形劇や和太鼓、音楽サークル等)と協働して開催し、こども達の文化体験の場として実施する。

キ) 地域のシニア世代の趣味を通じた交流の場としての事業  
「社交ダンスパーティ」 年4回  
地域の高齢者を対象に社交ダンスを通じて交流を楽しむ機会を提供する。

ク) 文化活動の成果発表として舞台発表や展示の機会を提供する事業

「いずみ de コンサート&作品展」 年1回

様々な文化発表にふれあいながら互いに共感を広げ、出会い、伝える機会を提供し、地域の文化活動の活性化を図る。

「趣味の広場」 随時

個人の趣味活動の励みとなるようテーマを決めての募集や持ち込み企画展を実施。オープンスペースに展示して来館者の方々に楽しんでいただくと共に、文化活動への共感の輪を広げる。

ケ) ホールの空き時間を活用して楽器等の練習に開放し、音楽芸術の振興を図る事業

「おとだしいずみ」 随時

小学生以上を対象として提供し、ホール設置のグランドピアノの開放やピアノ以外の楽器、声楽等をホールで演奏体験する。

3) 施設運営管理受託事業

【定款第4条 第6号事業】

当事業団は建物資産を保有していないため、緑化推進及び文化活動を通じた地域振興事業を推進するために必要な施設として、木津川市から次に掲げる施設の指定管理を受け、適正な維持管理と効率的運営に努め、市民が安心・安全・快適に文化活動に参加できるよう、そして文化活動を通じた地域交流の場として施設の提供を行います。

また、効果的なアドバイスやサポートによる満足度の向上、自主事業の実施による施設認知度の向上及び新規顧客の利用促進にも努めます。

施設の貸与事業

指定管理施設の名称	所在地	主な施設内容等
木津川市 中央交流会館	木津宮ノ内92	多目的ホール・研修室2室・クラフト室2室・調理教室・会議室2室・和室3室・陶芸窯・多目的広場（ゲートボール場）
木津川市 西部交流会館	相楽高下4番地の9	集会室・会議室2室・和室2室

スポーツ活動を通じた地域振興事業について（公2）

1) スポーツ活動を通じた地域振興事業

【定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業】

本事業は、木津川市交流会館（中央・西部）や山城支所別館、木津川市都市公園（上狛駅東公園）において、「学び・集い・楽しむ」ことができる各種スポーツ事業を通じて地域住民の交流の場を提供し、健全な子ども達の育成や高齢者のスポーツ活動の環境提供等に取り組みます。

成人対象の教室においては高齢者の参加が多い事から、体力を考慮した誰もが取り組める易しい内容を選定し、健康の保持増進となるよう、継続した運動習慣を通しての仲間づくりや交流が、心身の健康の一助となるよう元気づくりを促し、楽しくできる内容で実施します。

子ども対象の教室においては、技術より楽しさを優先し、スポーツを通じての仲間づくりやスポーツを楽しむことを目的に実施します。

また、安全面にも十分な配慮をし、スポーツ活動を「きっかけ」として、市民の交流活動支援の手段としてこのスポーツ交流教室を位置付け、文化交流教室同様に開催方法や事業の実施について次のとおり取り組みます。

ア) 地域のシニア層の健康維持増進、相互交流の場の提供を目的とする教室（通年開催）

事業名	回数等	内容
気功太極拳	月3回	中高年対象に提供。 スポーツ活動を通じて健康保持増進や仲間づくり、交流を楽しむ場として実施する。
空手	月3回	
楽しく始めるヨガ	月3回	
心と身体にやさしいヨガ	月3回	
背骨コンディショニング	月1回	
楽しくできる自彊術	月2回	

イ) 地域の子ども達が近隣で参加でき、学年や学校を越えて交流できる教室  
(通年開催)

事業名	回数等	内容
こども体育	月3回	幼児から小学生対象に提供。 様々な運動に興味を持てるよう楽しみながら行い、地域の子ども達の交流の場として実施する。
空手	月3回	
フットサル	月3回	

ウ) 地域の住民がスポーツ活動への「きっかけ」となり、楽しく挑戦し交流できる教室  
(短期開催)

事業名	回数等	内容
楽しいスポーツ交流教室 (名人シリーズ)	年2回	幼児から小学生対象に提供。 苦手な運動の基本的な動作を皆と楽しく習得できる内容で実施する。
楽しいスポーツ交流教室 (健康シリーズ)	年4回	成人を対象に提供。 スポーツ活動の「きっかけ」作りや健康への関心を高め、様々な方が楽しめる内容で実施する。

## 2) 施設運営管理受託事業

### 【定款第4条 第6号事業】

当事業団は建物資産を保有していないため、スポーツ活動を通じた地域振興事業を推進するために必要な施設として、木津川市から次に掲げる施設の指定管理を受け、適正な維持管理と効率的運営に努め、市民が安心・安全・快適にスポーツ活動に参加できるよう、そしてスポーツ活動を通じた地域交流の場として施設の提供を行います。

また、効果的なアドバイスやサポートによる満足度の向上、自主事業の実施による施設認知度の向上及び新規顧客の利用促進にも努めます。

## 施設の貸与事業

指定管理施設の名称	所在地	主な施設内容等
木津川市 中央交流会館	木津宮ノ内92	多目的ホール・研修室2室・ クラフト室2室・調理教室・ 会議室2室・和室3室・陶芸窯・ 多目的広場（ゲートボール場）
木津川市 西部交流会館	相楽高下4番地の9	集会室・会議室2室・和室2室

## 2 収益事業

施設を公益目的とした事業以外に貸与する事業及び施設利用者に対するサービス等事業（収1）

【定款第4条 第6号事業及び第7号事業】

### 1) 指定管理事業

#### ・施設貸与事業

木津川市から指定管理を受けている上記木津川市交流会館2ヶ所を会議や研修会など公益目的事業（文化・スポーツ活動）以外の内容での貸与に柔軟に対応し、利便性を図り施設の利用促進に努めます。

### 2) その他施設利用者に対するサービス事業

木津川市より家庭系可燃ゴミ指定袋販売業務を受託し行います。